

私立大学図書館協会ホームページ運用要項

(2000年 4月13日 制 定)

(2000年12月 6日 一部改正)

(2001年 4月20日 一部改正)

(2002年 9月 3日 一部改正)

(2008年12月 5日 一部改正)

(趣旨)

第1条

この要項は、私立大学図書館協会の広報、研究活動の促進、並びに本協会活動に関わる情報の伝達と情報の共有化を図ることを目的として設置された私立大学図書館協会ホームページ(以下「協会HP」という。)の運用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条

この要項でいう「協会HP」とは、私立大学図書館協会が契約する有料レンタルサーバの情報資源を利用して活用できるWWWサーバ機能並びに電子メール機能等をいう。

2 協会HPのトップページは、<http://www.jaspul.org/>とする。

(協議・運用組織)

第3条

協会HPの運用・管理に関し必要な事項は、私立大学図書館協会ホームページ委員会(以下「HP委員会」という。)において協議し、会長校に建議する。会長校は、常任幹事会の承認を得るものとする。また会長校は、その結果を役員会及び総会で報告しなければならない。

(運用・管理)

第4条

協会HPの運用及び管理はHP委員会が行う。

2 HP委員会は、協会HPにおいて、その正常かつ健全な運用に著しく支障を来たすものと認められる情報が発信された場合は、当該ページの掲載停止又は削除、当該ページに係るリンクの解除等必要な措置を講ずることができる。

3 情報の公開に伴う責任については、情報を作成もしくは公開した者(以下「公開者」という。)が負うものとし、公開情報の中に責任の所在を明記しなければならない。

4 協会及び各地区部会の下部組織が廃止や活動休止等によって公開者として責任を負えない場合は、HP委員会と協議の上、新たな公開者を定める。

(公開の範囲)

第5条

協会HPにおいて公開する情報の範囲は、次の各号に定める情報とする。

- 1 協会の概要及び広報活動の一環としての協会全般に関する情報
- 2 協会の研究活動及び対外関係活動に関する情報
- 3 協会が主催する各種事業に関する情報
- 4 地区部会の概要及び対外関係活動の一環としての地区部会全般に関する情報
- 5 地区部会の研究活動及び研修活動に関する情報
- 6 地区部会が主催する各種事業に関する情報
- 7 その他役員校が必要と認める情報

(免責)

第6条

HP委員会は、ネットワークによるサービスの遅延もしくは中断によって、利用者に生じた損害に対し、責任を負わないものとする。その他、HP委員会は、ネットワークにおいて利用者に生じたあらゆる損害、または利用者が第三者に与えた損害に対し、責任を負わないものとする。

(細則)

第7条

この要項に定めるもののほか、協会HPの利用及び情報の取り扱いに関し必要な事項は、HP委員会が会長校の同意を得て、別に定める。

附 則

本要項は、2000年4月1日から施行する。

本要項は、2000年12月6日に改正し、同日から施行する。

本要項は、2001年4月20日に改正し、同日から施行する。

本要項は、2002年9月3日に改正し、同日から施行する。

本要項は、2008年12月5日に改正し、同日から施行する。